

三浦外洋セーリングクラブ基金規約

(名 称)

第 1 条 本基金は、三浦外洋セーリングクラブ基金（以下「基金」と言う。）と称する。

(事務所)

第 2 条 本基金は、事務所を三浦外洋セーリングクラブ内に置く。

(目 的)

第 3 条 本基金は、三浦外洋セーリングクラブ（以下「三浦OSC」と言う。）が主催するレースの参加艇および三浦OSCの会員が所有するJSAF登録艇の海難事故における救助活動ならびに三浦OSCの会員艇の航行の安全を図る為の助成活動に資することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本基金は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 海難事故に際して、その捜索・救助等に必要な費用の一部を負担し、かつ、必要に応じて、その捜索・救助費等を当該関係者に貸与する。
- (2) 航行の安全に関わる事業を行う。

(会 員)

第 5 条 本基金は、三浦OSCの会員をもって構成する。

(役 員)

第 6 条 本基金には、役員として基金の会長（以下「会長」と言う。）1名を含む7名の運営委員を置き、運営委員会を構成する。

2. 役員は、基金の総会（以下「総会」と言う。）において選任し、任期は2年とし、かつ、留任を妨げない。
但し、三浦OSCの会長・同副会長は役員にはなれない。

(会 議)

第 7 条 会議は総会および運営委員会とする。

(総 会)

第 8 条 総会は通常総会（年1回開催）および必要に応じて開催される臨時総会とする。

2. 総会は、会長が招集し、会員の5分の1以上の出席を以って成立し、会長又は会長の指名する運営委員が議長となって開催する。
3. 総会は、本基金規約に別に定める事項のほか、運営委員会から総会に付議された事項を審議し、出席会員の過半数の議決をもってこれを決する。可否同数のときは議長の決するところによる

役員 2012年度総会承認済み

基金役員 7名

会長:大谷正彦(小網代)

運営委員:周東 英卿、関根 照久、三輪 眞言(シーボニア)
今北 文夫、飯島 洋一(小網代)、庄野 栄一(佐島)

役員 2015年度総会

基金役員 7名

会長:外山 昌一(シーボニア)

運営委員:周東 英卿、関根 照久、三輪 眞言、黒岩 貴(シーボニア)
飯島 洋一、大谷 正彦(小網代)